

入院時コミュニケーション支援事業の対象者要件等の見直しについて(案)

【入院時コミュニケーション支援事業の概要】

意思疎通に支援が必要な障害者の入院時に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療従事者と本人との円滑なコミュニケーションをサポートする。

【経緯と現状】

- ・平成23年度、重度訪問介護利用者を対象として本市制度開始。
- ・平成30年度、障害者総合支援法改正により、「障害支援区分6の重度訪問介護利用者」のみ、国制度である重度訪問介護サービスとして、入院時のヘルパー利用が可能となったことを受け、市制度対象者を「区分4」「区分5」の重度訪問介護利用者に変更。
- ・令和6年度、障害者総合支援法改正により「全ての重度訪問介護利用者」が国制度である重度訪問介護サービスとして、入院時のヘルパー利用が可能となった。

→市制度の対象者が、すべて国制度対象となったため、改めて市制度の対象者要件について、見直しを検討する。

【近隣市の対象者要件(参考)】

市	障害支援区分要件		利用サービス範囲	意思疎通状況要件	家族要件		1日当たりの支給量上限	
	無	有			無	有	無	有
箕面市		○	▲重度訪問介護のみ	認定調査項目要件	○		○	
豊中市	○		△訪問サービスのみ	あり		○		○
高槻市	○		○施設入所以外＋移動支援等	あり		○		○
茨木市	○		○施設入所以外＋移動支援等		○			○
吹田市	○		◎療養介護以外すべて＋移動支援等	あり	○			○

【見直し案について】

対象者要件の見直しにあたり、以下の2案のいずれかで検討している。

※別紙《見直し案 新旧対照表》参照

障推協にてご意見をいただいた上で最終決定のうえ、見直しに向けた事務手続きを進める。

●主な見直し内容(太字は現行からの変更点)

	新制度(案1)	新制度(案2)
障害支援区分要件	撤廃	撤廃
利用サービス範囲	障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護)、移動支援	障害福祉サービス全て(療養介護を除く)移動支援
支給量上限	1回の入院につき60時間以内の支給決定	1日あたり5時間 、1回の入院につき60時間以内の支給決定 ※実際の1日あたり利用回数・利用時間は制限なし



【(案2)支給決定時間数の利用例】

例) 2日間入院の場合…2日×5時間＝10時間(支給決定時間)

1日目：6時間、2日目：4時間という利用も可(1日あたり利用回数・利用時間数の制限なし)

※「入院時に入院期間が未定の場合、当初の予定期間での支給決定を行うが、必要に応じて増量決定を行う」

《「入院時コミュニケーション支援事業」見直し案 新旧対照表》

		現行	新制度(案1)	新制度(案2)
対象者	障害支援区分要件	障害支援区分4、5	撤廃	
	利用サービス範囲	重度訪問介護(ただし、重度訪問介護により入院中のコミュニケーション支援を受けることができる場合を除く)	障害福祉サービス 居宅介護／行動援護／同行援護 地域生活支援事業 移動支援	左記+ 短期入所、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 自立生活援助、就労定着支援、 共同生活援助、施設入所支援
	意思疎通状況要件	・市内に居住し、本市で支給決定をしている者 ・現に当該サービスを利用している者 ・発語困難又は病状により自らの意思を十分に伝達できない者	・市内に居住し、本市で支給決定をしている者 ・現に当該サービスを利用している者 ・<u>障害支援区分認定調査項目のうち「コミュニケーション」または「説明の理解」において支援を必要とする状態の項目に当てはまる者、または同等の状態にあると認められる者等(入院を要すべき状態になった場合において、入院中にこれらの者に相当する状態になることが予測される者も含む)</u>	
	家族要件	なし	現行どおり	
支給量上限		1回の入院につき60時間以内	現行どおり	1日あたり5時間 1回の入院につき60時間以内 ※1日の利用回数、利用時間数の制限なし
自己負担		・課税 : 1割負担/回 (負担上限額: 4,000円/月) ・非課税・生保: 0円	現行どおり	
実施事業者		対象者が現に居宅で利用している指定重度訪問介護事業者	<u>対象者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者、地域生活支援事業者(ただし、対象となるサービスの事業者)であって、日常的に対象者と意思疎通を図っている者</u>	